

土地・建物等をお売りになって確定申告をする場合は…
国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の

とっても
便利！

「確定申告書等作成コーナー」で

「申告書」が作成できます！

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や譲渡所得の内訳書などが作成できます。

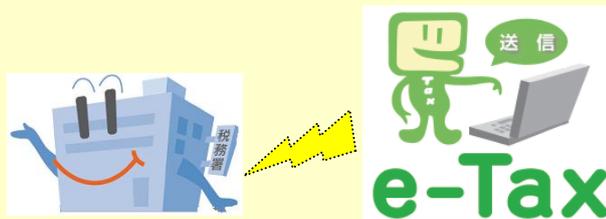
作成が
終わったら

郵送等で **書面提出**



申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出できます。

国税庁ホームページから **電子申告**



e-Tax で送信できます。

～**e-Tax**を利用して

所得税及び復興特別所得税の申告をすると～

その1 添付書類の提出又は提示を省略することができます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から**5年間**、**税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。**）。

その2 還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax による還付申告は3週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所から e-Tax で1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。）。

e-Tax を利用するには、事前に電子証明書の取得、開始届出書の提出などが必要です（開始届出書もインターネットで提出できます。）。なお、電子証明書がICカードに格納されている場合には、別途ICカードリーダーが必要となります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務署